

## 一社) 西尾市観光協会マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一社) 西尾市観光協会(以下「本協会」という。)のマスコットキャラクター「まーちゃ」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ借用申込書(様式第1号)を、着ぐるみ管理者(以下「管理者」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の申込み期間は、使用日の6か月前から1週間前までとする。

(使用承諾の通知)

第3条 管理者は、借用申込書を受理したときは、速やかに貸出許可書(様式第2号)により使用承諾の連絡を行う。

(使用承諾基準)

第4条 管理者は、第2条の規定による申込みがあった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 本協会若しくはキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがあるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがあるとき。
- (5) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第5条 1日あたりの使用料は次の各号のとおりとする。

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 本協会会員          | 2,000円  |
| (2) 一般(前号以外の団体等)   | 10,000円 |
| (3) 本協会主催行事及び公共的団体 | 無料      |

(使用料の納入)

第6条 第4条の基準に基づき第3条の通知を受けた使用者は、使用料を使用承諾の通知を受けた日から1週間以内に納入しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。

- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
  - (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
  - (6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。
- (使用の承諾の取消し)

第8条 使用者が、この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その後、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じて、管理者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、管理者が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者は従わなければならない。
- (管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に改正前の規定に基づいてなされた申請、承諾等は、改正後の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

マスコットキャラクター着ぐるみ借用申込書

申込者	団体名 代表者名	⑩
	担当者	
	住所	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

下記のとおり申し込みます。着ぐるみの借用、使用にあたり、本協会が定める貸出規程及び下記の貸出条件を遵守します。

1 事業名	
2 事業内容	※企画書等参考になる資料がありましたら、提出をお願いします。
3 参加人数	
4 会場名	
5 使用日	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )
6 貸出希望期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( ) (原則、イベント実施1日前貸出、終了後即返却(土日、休祝日は除く)とします)
7 使用目的	

(借用条件)

- 借用にあたりましては、西尾市役所商工観光課までご来所ください。
- 他の事業との関連で、ご希望に沿えない場合もございますので、その点ご了承ください。
- 着ぐるみが出演するときは、アテンド等の必要がありますので、サポートする人を一人以上お付けください。
- 火気及び危険物の近辺での使用は避けてください。
- 雨天時での屋外使用または水分に触れる恐れがある場所での使用は避けてください。
- 着ぐるみをしばらく借りられる場合、カビが生えるのを防ぐため、必ず袋から出して広げ、空気にあててください。
- 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。  
※ 修理・クリーニング等が必要な場合、その費用は借用者にて負担していただきます。
- 使用にあたっては、別添の使用マニュアルをお読み下さい。

※この欄は記入しないでください。

受付日	回答日・可否	貸出日	返却日	貸出・返却場所	担当者

平成 年 月 日

様

一般社団法人西尾市観光協会  
会 長

貸 出 許 可 書

平成 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの使用については、下記のとおり許可します。

記

1 許可内容

- (1) 着ぐるみ使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 貸出規程及び使用マニュアルを遵守すること。

【使用日及び事業名】

平成 年 月 日（ ）……

< 貸出期間：平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ） >